

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業所：居宅介護支援事業所 青い鳥 \_\_\_\_\_

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

## 1. 指定居宅介護支援を提供する事業者について

### 当法人の概要

法人種別・名称 医療法人 一晃会  
代表者・氏名 理事長 小田 智子  
設立 昭和58年10月26日  
所在地・電話 埼玉県入間市宮寺2417番地 電話04-2934-5121

### 関連事業所

訪問看護ステーション 青い鳥  
看護多機能居宅 ホスピタリティハウス青い鳥  
所在地・電話 埼玉県入間市大字二本木88-5 電話04-2934-3000

小林病院 訪問リハビリ  
所在地・電話 埼玉県入間市宮寺2417 電話04-2934-5121

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名称	指定居宅介護支援事業所 青い鳥
事業所所在地	〒358-0014 埼玉県入間市宮寺2417番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (埼玉県 第1172800433号)
通常の事業の実施地域	埼玉県入間市 所沢市 飯能市 東京都瑞穂町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

**電話 (04-2968-3618)**

担当 介護支援専門員 \_\_\_\_\_ / 管理責任者 \_\_\_\_\_  
ご不明な点は、何でもおたずねください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者兼主任介護支援専門員 1名 主任介護支援専門員 1名  
介護支援専門員 1名

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前8時45分から午後5時15分まで  
土 午前8時45分から午後12時30分まで

※ (日曜・祝日・12月30日午後～1月3日は休業)

### 3、事業の目的と運営方針

#### 「事業の目的」

医療法人 一見会が開設する指定居宅介護支援事業所 青い鳥（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。

#### 「運営の方針」

- 1 利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅に応じたその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の自らの選択に基づき適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、ほかの居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び保健施設等との連携に努める。
- 5 事業者は利用者の人権、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の処置を講じる。
- 6 事業者は「指定居宅介護支援」の提供にあたっては介護保険法118の2第1項に規定する介護保険等最新情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努める。
- 7 事業所及びその従業員は、入間市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条2項に規定する暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

### 4.居宅支援申し込みからサービス提供までの流れ

付属用紙別紙2 「サービス提供の標準的な流れ」参照  
当事業所が使用するアセスメントシートは独自の様式使用。

### 5. 利用者宅への訪問の頻度の目安

- (1) 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回。  
\*ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

## 6. 利用料金

### (4) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

#### (ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合 (居宅介護支援費 I)

要介護 1・2 11,316 円 要介護 3・4・5 14,702 円

#### (イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合 (居宅介護支援費 II)

要介護 1・2 5,668 円 要介護 3・4・5 7,335 円

#### (ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合 (居宅介護支援費 III)

要介護 1・2 3,396 円 要介護 3・4・5 4,397 円

#### (エ) 介護予防支援費

要支援 1・2 4,918 円

#### (オ) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,126 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,605 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,084 円

退院・退所加算 (I) イ 1回につき 4,689 円

退院・退所加算 (I) ロ 1回につき 6,252 円

退院・退所加算 (II) イ 1回につき 6,252 円

退院・退所加算 (II) ロ 1回につき 7,815 円

退院・退所加算 (III) 1回につき 9,378 円

通院時連携加算 月 521 円

複合型サービス事業所連携加算 1回につき 3,126 円

緊急時等居宅カンファレンス加算 1回につき 2,084 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,168 円

\* (24時間連絡を取れる体制確保している)

委託連携加算 (予防のみ) 月 3,126 円

特定事業所加算 (I) 1か月につき 5,407 円

特定事業所加算 (II) 1か月につき 4,386 円

特定事業所加算 (III) 1か月につき 3,365 円

特定事業所加算 (I) 1か月につき 5,407 円

特定事業所加算 (A) 1か月につき 1,187 円

当事業所は特定事業所加算 (A) となります。

### (5) 交通費

交通費に関しては、一切負担は頂いておりません。(通常の事業の実施地域を超えない領域)

### (3) 解約料

契約者はいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

## 7. サービス内容に関する苦情

(6) 当事業所の相談・苦情窓口（電話 04-2968-3618）

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

(7) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

入間市 健康推進部介護保険課 電話 04-2964-1111

所沢市 介護保険課 電話 04-2998-1111

埼玉県国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

## 8 居宅介護支援提供に当たっての留意事項について

- (1) 利用者は介護支援専門員に複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めるとか、居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出ください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の郵務及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者の住所などに変更があった場合には速やかに当事業所へお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。  
利用者が要介護認定までに居宅サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。

\* 要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意頂く必要があります。

- ① 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- ② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給額を上回った場合、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院へお伝えください。
- (5) 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適正と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。
- (6) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、介護支援専門員は利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。医師の意見の結果を踏まえ介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付します。
- (7) 居宅サービスの介護支援専門員は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、ケアマネジメントの中立の観点から、事業所に以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公開制度において公表することを実施します。
  - ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスの利用割合。
  - ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合。\*ご希望がある場合はお申し出ください。配布いたします。

## 9. ハラスメントの防止

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指しています。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
  - ①介護支援専門員その他の従業者に対する身体的暴力  
(直接的、関節的問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
  - ②介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力  
(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
  - ③介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント  
(意に添わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

## 10. 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早朝の業務再開をするための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定すると共に等が業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して必要な研修及び訓練を実施します。感染症が発生または蔓延しないように次の処置を講じるものとします。

- (1) 感染症の発生またはその蔓延を防止するための指針の整備
- (2) 感染症の発生またはその蔓延を防止するための研修及び訓練の実施

## 11. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げる通り必要な処置を講じます。

- (1) 利用者の人権擁護・虐待防止等のため、必要な整備を行うと共に従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) サービス提供中に、当該事業所利用者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

## 12. 身体拘束等の原則禁止について

利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

また、事業者として身体拘束を無くしていくための取り組みを積極的に行います。

## 13. 個人情報の取り扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で行うこととし、同意を得ない限り用いません。

- (1) 使用目的  
事業者が介護保険法に関する法令に従い居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。
- (2) 使用に当たっての条件
  - ① 個人情報の提供は（1）に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることがないよう細心の注意を払うこととします。
  - ② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。
- (3) 個人情報の内容（例示）
  - ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス担当者会議を行うため最小限必要な利用者や家族、個人に関する情報
  - ② 認定調査票（書く少佐項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果意見。
  - ③ その他の情報
- (4) 使用する期間：契約締結日から契約終了日までとします。

居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業所 所在地 埼玉県入間市宮寺 2417 番地  
名 称 居宅介護支援事業所 青い鳥

管理者  
説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所  
氏 名

(代理人) 住 所  
氏 名  
本人との関係

